

一般社団法人 高知県建築士事務所協会  
四国耐震診断評定委員会規程

制 定 平成 11 年 8 月 12 日  
一部変更 平成 15 年 10 月 17 日  
一部変更 平成 19 年 8 月 1 日  
一部変更 平成 20 年 9 月 1 日  
一部変更 平成 21 年 7 月 16 日  
一部変更 平成 22 年 4 月 1 日

( 目的及び名称 )

第 1 条 この規程は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成 7 年法律第 123 号)に基づき、既存建築物の耐震診断及び耐震補強設計の適正な評定(以下「耐震診断評定」という。)を行うことを目的とし、四国耐震診断評定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、四国の各建築士事務所協会(以下「単位会」という。)をもって運営する。  
(事務局)

第 2 条 委員会の事務局は、一般社団法人高知県建築士事務所協会に置く。  
(事業)

第 3 条 既存建築物の耐震診断評定依頼があった場合、その評定を行う。  
(委員会の組織及び委員の構成)

第 4 条 委員会の委員は、大学教授等の学識経験者及び各単位会の構造関係識者で構成し、その数は 7 名以内とする。

2 委員会の委員は、各単位会会長の協議を経て、四県の単位会会長が連名で委嘱する。

3 委員会には、原則として委員長 1 名、副委員長 2 名を置くものとし、委員長は学識経験者の内から、副委員長は委員の互選により選出する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。

2 委員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

3 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第 6 条 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

2 委員会は、正副委員長 1 名以上と委員を加え総数 3 名以上で開催することができる。

3 委員長は、オブザーバーとして評定依頼者の出席を認めることができる。

(耐震診断評定依頼)

第 7 条 既存建築物の耐震診断評定依頼は、耐震診断評定依頼書により行う。

2 既存建築物の耐震診断評定依頼は、各単位会に申込みすることができる。

(耐震診断評定基準)

第 8 条 耐震診断評定基準は、(財)建築保全センター「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説」、(財)日本建築防災協会「2001 年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」(平成 13 年改訂版)、文部科学省大臣官房施設部発行「屋内運動場等の耐震性能診断基準」(平成 18 年度版)、その他国土交通省、文部科学省等関係機関において定められた関連基準に基づいて行う。

(受付)

第 9 条 第 7 条に示す耐震診断評定依頼書の受付は、単位会事務局が行う。

2 単位会事務局は、提出された書類を確認のうえ受理する。

(評定手数料)

第10条 評定依頼書は、評定手数料として、1棟(構造上別棟とみなされる場合はそれぞれ棟ごと)につき別表1、別表2、別表3、別表4及び別表5に定める額を、前条第1項の提出時に単位会事務局へ納入しなければならない。

- 1) 別表手数料額は消費税を含む。
- 2) 評定手数料の銀行口座等振込手数料は評定依頼者の負担とする。
- 3) 特殊工法等については、割り増しとなります。事前に各单位会事務局へ問い合わせして下さい。
- 4) 評定の結果、診断内容に疑問点があり次回の評定委員会で再診断の必要がある又は診断内容に関し問題点が多く全面的な再診断が必要であるとの判定が2回続いた後、引き続き評定を希望する場合は1回毎に当初の評定手数料の1/2を納入しなければならない。

別表1

鉄筋コンクリート造の2次診断

(単位：円)

建築物延べ面積	耐震診断評定	耐震補強設計評定	総合評定
～500㎡未満	150,000	150,000	240,000
500以上～1,000㎡未満	180,000	180,000	290,000
1,000以上～1,500㎡未満	200,000	200,000	320,000
1,500以上～2,000㎡未満	230,000	230,000	370,000
2,000以上～2,500㎡未満	250,000	250,000	400,000
2,500以上～3,000㎡未満	280,000	280,000	450,000
3,000以上～5,000㎡未満	300,000	300,000	480,000
5,000以上～10,000㎡未満	350,000	350,000	560,000
10,000㎡～以上	400,000	400,000	640,000

別表2

鉄筋コンクリート造の3次診断(部分3次診断を含む) 鉄骨造、混構造及び体育館 (単位：円)

建築物延べ面積	耐震診断評定	耐震補強設計評定	総合評定
～500㎡未満	210,000	210,000	340,000
500以上～1,000㎡未満	250,000	250,000	400,000
1,000以上～1,500㎡未満	280,000	280,000	450,000
1,500以上～2,000㎡未満	320,000	320,000	520,000
2,000以上～2,500㎡未満	360,000	360,000	580,000
2,500以上～3,000㎡未満	400,000	400,000	640,000
3,000以上～5,000㎡未満	440,000	440,000	710,000
5,000以上～10,000㎡未満	490,000	490,000	790,000
10,000㎡～以上	540,000	540,000	870,000

別表 3

F c が 1 3 . 5 N / m m<sup>2</sup>未満の物件

(単位：円)

建築物延べ面積	(耐震診断評定)	耐震補強設計評定	総合評定
~ 500 m <sup>2</sup> 未満	(150,000)	210,000	290,000
500 以上 ~ 1,000 m <sup>2</sup> 未満	(180,000)	250,000	350,000
1,000 以上 ~ 1,500 m <sup>2</sup> 未満	(200,000)	280,000	390,000
1,500 以上 ~ 2,000 m <sup>2</sup> 未満	(230,000)	320,000	440,000
2,000 以上 ~ 2,500 m <sup>2</sup> 未満	(250,000)	360,000	490,000
2,500 以上 ~ 3,000 m <sup>2</sup> 未満	(280,000)	400,000	550,000
3,000 以上 ~ 5,000 m <sup>2</sup> 未満	(300,000)	440,000	600,000
5,000 以上 ~ 10,000 m <sup>2</sup> 未満	(350,000)	490,000	680,000
10,000 m <sup>2</sup> ~ 以上	(400,000)	540,000	760,000

別表 4

図面のない建築物の復元図面審査評定料

(単位：円)

建築物延べ面積	耐震診断審査	耐震補強設計審査
~ 500 m <sup>2</sup> 未満	45,000	15,000
500 以上 ~ 1,000 m <sup>2</sup> 未満	54,000	18,000
1,000 以上 ~ 1,500 m <sup>2</sup> 未満	60,000	20,000
1,500 以上 ~ 2,000 m <sup>2</sup> 未満	69,000	23,000
2,000 以上 ~ 2,500 m <sup>2</sup> 未満	75,000	25,000
2,500 以上 ~ 3,000 m <sup>2</sup> 未満	84,000	28,000
3,000 以上 ~ 5,000 m <sup>2</sup> 未満	90,000	30,000
5,000 以上 ~ 10,000 m <sup>2</sup> 未満	105,000	35,000
10,000 m <sup>2</sup> ~ 以上	120,000	40,000

別表 5

鉄筋コンクリート造の 3 次診断 (部分 3 次診断を含む) 鉄骨造、混構造及び体育館で

F c が 1 3 . 5 N / m m<sup>2</sup>未満の物件 (平成 22 年 4 月 1 日から施行)

(単位：円)

建築物延べ面積	耐震診断評定	耐震補強設計評定	総合評定
~ 500 m <sup>2</sup> 未満	210,000	210,000	340,000
500 以上 ~ 1,000 m <sup>2</sup> 未満	250,000	250,000	400,000
1,000 以上 ~ 1,500 m <sup>2</sup> 未満	280,000	280,000	450,000
1,500 以上 ~ 2,000 m <sup>2</sup> 未満	320,000	320,000	520,000
2,000 以上 ~ 2,500 m <sup>2</sup> 未満	360,000	360,000	580,000
2,500 以上 ~ 3,000 m <sup>2</sup> 未満	400,000	400,000	640,000
3,000 以上 ~ 5,000 m <sup>2</sup> 未満	440,000	440,000	710,000
5,000 以上 ~ 10,000 m <sup>2</sup> 未満	490,000	490,000	790,000
10,000 m <sup>2</sup> ~ 以上	540,000	540,000	870,000

( 評定の報告 )

第 1 1 条 委員会は、評定業務終了後すみやかに耐震診断評定結果をまとめた建築物耐震診断評定結果報告書を作成し、委員長は評定依頼のあった単位会会長に報告しなければならない。

2 前項の会長は、評定結果報告書を添えて評定依頼者に評定結果を報告しなければならない。

( 守秘義務 )

第 1 2 条 委員会の委員は、当該建築物の検討事項に関して知り得た情報を評定依頼者の承認を得ないで第三者に漏洩・公表してはならない。

( 経費の支弁 )

第 1 3 条 この規程による委員会に要する費用は、評定依頼者により支払われる評定手数料の収入により支弁する。

( 会計事務 )

第 1 4 条 評定手数料の請求、受領及びその他の必要な会計事務は評定依頼のあった単位会事務局において行う。

( 規程の改廃 )

第 1 5 条 この規程の改廃は、各単位会会長の議を得なければならない。

( その他 )

第 1 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、各単位 会  
会長が協議のうえ別に運営要綱を定めることができる。

附 則

この規程は、各単位会会長が協議し決定した日（平成 1 1 年 8 月 1 2 日）から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 1 0 月 1 7 日から施行する。（第 3 条 委員会の組織及び委員の構成を訂正）

附 則

この規程は、平成 1 8 年 1 2 月 1 4 日から施行する。（第 9 条 認定手数料の特殊工法について追加）

附 則

この規程は、平成 1 9 年 8 月 1 日から施行する。（第 5 条 委員会の開催について、第 9 条 評定手数料の変更について）

附 則

この規程は、平成 2 0 年 9 月 1 日から施行する。

ただし、第 1 0 条別表 1、2 については、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

別表 3 については、平成 2 0 年 9 月 1 日から施行する。

別表 4 については、平成 2 1 年 9 月 1 日発注分から施行する。

別表 5 については、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。